

庁舎エリアの導入機能等

1. 検討にあたり踏まえるべき事項

上位関連計画を踏まえた庁舎エリアがめざすもの

門真市第6次総合計画

笑いのたえないまち 門真

門真市都市計画マスタープラン

複合的な都市機能の集積／公民連携による賑わいや景観づくり／広場と庁舎が調和し、防災機能を中心、様々な機能を併せ持つ一体感のあるまちづくり

門真市みどりの基本計画「かどまの顔」となるランドスケープ及び防災機能を有する公園の整備を推進

庁舎エリアがめざすもの

マスタークリエイティブ計画及びみどりの基本計画などの方向性に基づき、第6次総合計画に示される「人情味あふれる！笑いの絶えないまち 門真」を象徴するエリアをめざす

庁舎エリアの位置づけと基本的な考え方 (第1回審議会 資料5、資料6より)

庁舎エリア	賑わい中心拠点	都市全体
『庁舎機能』『公園・広場機能』『防災機能』が連携し 一体的に機能を発揮できる拠点	多様な人や活動を招き入れ、 『周辺エリア』と連携した 新たなまちづくりを創造し、情報を 発信・動きを波及させる拠点	暮らし・産業・市民活動等に関する情報を集約するとともに、 内外に発信する 門真の魅力エントランス拠点

**みんなで描き、みんなでつなぐ
このまちがキャンバスに**

多様な利用を促す開かれた拠点

新たな働き方と公民連携

防災・持続可能性

周辺との連携・波及

庁舎エリア周辺のまちづくりの状況

計画地諸元

土地利用検討区域面積	約 3.4ha
用途地域	第二種住居地域（変更について検討）
都市計画等	指定容積率：200% 指定建蔽率：60%
	古川橋駅北地区防災街区整備地区計画
	都市計画公園 (2,547 m²)
	古川橋駅周辺都市機能誘導区域

**学びを通じ
新たな出会いが生まれる
コミュニティガーデン**

- 生涯学習複合施設
- 交流広場
- 高層共同住宅
- 商業・サービス等ゾーン

生涯学習複合施設のイメージ

民間事業者による住宅等整備

商業系複合施設のイメージ (三井不動産 HP より)

広場を取り巻く近年のトレンド

【プロセスデザイン】整備前からの市民参画により活動を育む

- 長期にわたる周辺整備と並行し広場等のあり方に関する市民参加の機会を設ける取組 (ex. キセラ川西せせらぎ公園、安満遺跡公園 等) や、暫定整備期間を活用し市民の活動ニーズを試行する取組 (ex. 元市民会館前広場 「IBALAB@広場」) などが見られる。
- 市民活動等を前提とした整備を図ることができるとともに、市民参加や試行的な取組を通じて、新たな市民活動や活動を牽引する人材の育成が期待される。

【空間づくり】隣接施設と一緒に市民活動とにぎわいを創出する

- 市庁舎 (ex. アオーレ長岡 ナカドマ、仙台市役所新本庁舎等) や商業施設 (ex. 富山市まちなか賑わい広場 グランドプラザ等) の整備に合わせて計画される事例が見られる。
- 他施設との一体的な利用や、日常の回遊動線の創出ができる空間構成となるよう、広場と隣接する機能との関係性に関する工夫が随所に見られる。

【マネジメント】公民の連携により多様な利活用を創出する

- エリアマネジメント組織への貸付 (ex. 福岡市役所西側ふれあい広場等) や、民間事業者を指定管理者とする (ex. 近江神宮外苑公園等) など、公民連携によるマネジメントを行う事例が見られる。
- 民間事業者のノウハウを活かした集客事業の展開による賑わいづくりや、情報発信や設備投資による利便性の向上、NPO 等と連携した市民活動サポートによる活動促進などの効果が期待される。

2. 防災機能のあり方

当該エリアにおける防災上の位置づけの確認

門真市地域防災計画

- ・災害時において、以下の拠点としての役割が位置付けられる

+ 広域的な「防災拠点」

+ 周辺密集市街地の「避難拠点」

※救援物資については、受付は「市役所等」で行い、集積は救援物資一時集積地である市立総合体育館、市立公民館にて行う計画。

※近接して門真はすはな中学校、門真小学校（避難所）が位置する。

門真市都市計画マスターplan

- ・広場と庁舎が調和し、防災機能を中心に、様々な機能を併せ持つ一体感のあるまちづくりを推進

門真市みどりの基本計画

- ・公共施設と連携した「かどまの顔」となるランドスケープ及び防災機能を有する公園の整備を推進

災害時に求められる主な防災機能

- ・市役所や総合体育館などと一体となった防災拠点及び密集市街地における避難拠点の整備、機能導入が求められている。
- ・避難所に指定されている施設が隣接しており、適切な連携が必要。

➡**②庁舎：災害対策本部機能・災害支援入機能・災害事務機能**

➡**③広場：市役所庁舎周辺立地施設と連携・補完する防災機能**

安全確保の後、避難

一時避難

安全確保の後、避難

門真小学校・避難所

門真はすはな中学校

②防災機能を有する広場（中町公園含む）

①庁舎（駐車場等含む）

③総合体育館

初動期から復旧段階までの継続的な災害本部拠点機能

- 災害対策本部機能
- 災害支援受入機能
- 災害事務機能

安全確保の後、避難

門真小学校・避難所

門真はすはな中学校

②防災機能を有する広場

①庁舎

③総合体育館

門真市地域防災計画

- ・災害時において、以下の拠点としての役割が位置付けられる

+ 広域的な「防災拠点」

+ 周辺密集市街地の「避難拠点」

※救援物資については、受付は「市役所等」で行い、集積は救援物資一時集積地である市立総合体育館、市立公民館にて行う計画。

※近接して門真はすはな中学校、門真小学校（避難所）が位置する。

門真市都市計画マスターplan

- ・広場と庁舎が調和し、防災機能を中心に、様々な機能を併せ持つ一体感のあるまちづくりを推進

門真市みどりの基本計画

- ・公共施設と連携した「かどまの顔」となるランドスケープ及び防災機能を有する公園の整備を推進

発災

直後段階

概ね3時間

緊急段階

概ね3日

応急、復旧・復興

タイムラインに沿った広場に求められる防災機能

段階	庁舎と連携して市域の救援、復旧活動を行う機能	情報の収集と伝達機能	各種輸送のための支援機能	市民等が一時的に避難する機能
直後段階	消防医療活動の支援機能 ➡緊急車両等の通行や滞留を想定する必要	情報の収集と伝達機能 ➡非常用の情報発信・通信設備等が必要	各種輸送のための支援機能 ➡緊急車両通行を円滑にするための支援が必要	避難スペースの安全性の向上機能 ➡オープンスペースとして安全な空間を確保する必要
概ね3時間	同上	同上	同上	一時避難機能 ➡一時的な避難スペースを設ける必要
概ね3日	同上	インフラ等の復旧活動の支援機能 ➡庁舎を中心とした復旧活動を支援する場として機能させる必要	同上	同上
応急、復旧・復興	同上	同上	同上	同上

災害時に求められる主な防災機能

- ・市役所や総合体育館などと一体となった防災拠点及び密集市街地における避難拠点の整備、機能導入が求められている。
- ・避難所に指定されている施設が隣接しており、適切な連携が必要。

➡**②庁舎：災害対策本部機能・災害支援入機能・災害事務機能**

➡**③広場：市役所庁舎周辺立地施設と連携・補完する防災機能**

防災機能を有する広場のイメージ

緊急車両・物資輸送車両等の進入が容易な舗装等
(大洲防災公園 (市川市 HP より))

給水車

非常食の配給 (東大阪市 HP より)

罹災証明発行 (柏江市 HP より)

救援物資集配 (生駒市 HP より)

太陽光発電施設
(SolarCityJapanHP より)

貯水槽 (八尾市 HP より)

電気通信設備 (千代田電気 HP より)

緊急避難場所

Evacuation area / 台風・災害時 / 緊急避難場所

この緊急避難場所は 海抜 2.4 m (千葉市 HP より)

津波 Tsunami

高潮 Storm surge

3階以上

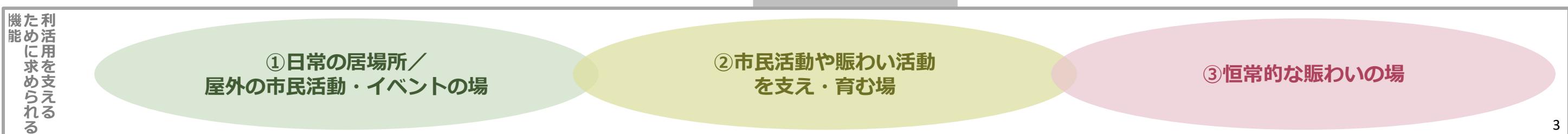
洪水 Flood water

内水氾濫 Flood from inland waters

かけ崩れ Slope failure

大火事 Fire disaster

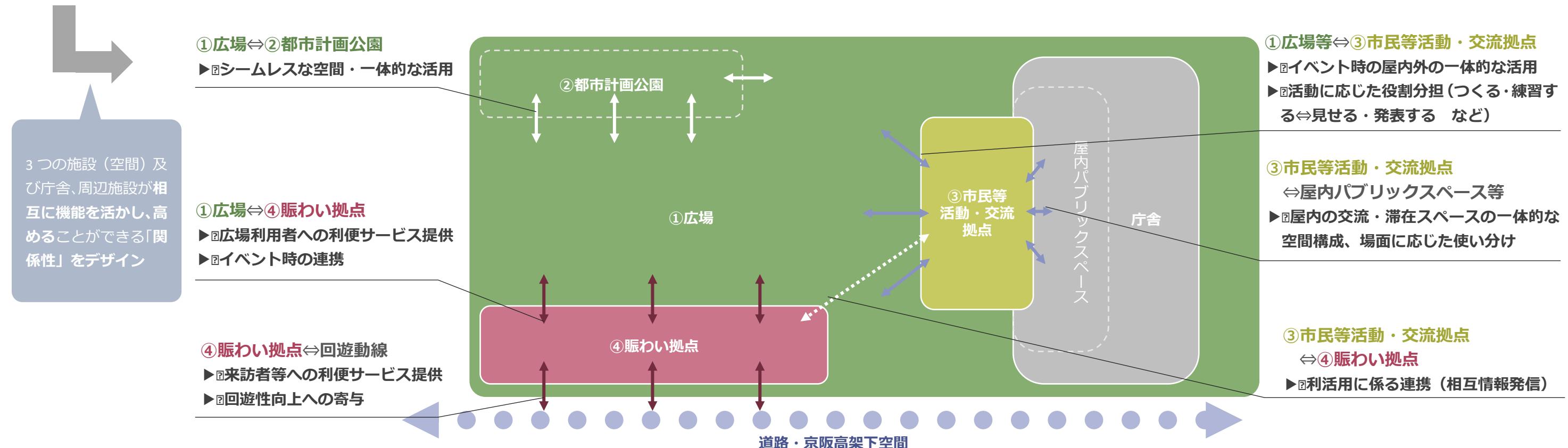
3. 広場における利用・活用のイメージと利活用を支える機能



4. エリアの機能と配置の考え方（案）

（1）利活用を支える機能と機能を担保する施設空間のあり方

機能のあり方	日常の居場所／屋外の市民活動・イベントの場	市民活動や交流を支え・育む場	恒常的な賑わいの場
施設（空間）	①広場（②都市計画公園）	③市民等活動・交流拠点	④賑わい拠点



（2）利活用を支える仕組みのあり方

利活用を支える仕組み	ベースとなるサービスを維持するための仕組み	自律的に運営や空間を改善していくための仕組み	多様な活用を生み出すための仕組み		
	維持管理	運営	プラットフォーム	活動のサポート・育成	事業企画・誘致
	<ul style="list-style-type: none"> ○空間の維持管理：高質な空間が維持される清掃等日常管理、メンテナンス、植栽管理 ○設備等の管理：活動を支える設備機器（情報発信、音響、照明等） ○防犯・防災：警備や防災時のインフラ等 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用条件：多様な活動を育む上でハードルとならない利用料・利用単位・期間等の設定 ○窓口：利用者にとってわかりやすい許可申請窓口（貸出窓口） ○ルールづくり・運用：活用の実践を通じてプラスアップされるルールづくりと運用 ○資金運用：収益・充当・還元の仕組み 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○所有者、管理者、利用者が連携や調整を図るべき事項を議論することができる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○助言：市民活動の実現に向けたアドバイス、事前相談 ○活動育成：新たな活動を掘り起こす啓発、セミナー、マッチング等 ○意向把握：より良い運営に向けた利用ニーズ等の調査 ○備品貸出：活動のハードルを下げる什器、備品の貸出・保管 ○情報発信：利用状況、活動内容の発信 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○集客事業：非日常のにぎわいをつくるイベント等集客事業の企画、誘致 ○リーシング：日常のにぎわいをつくる利便施設等の設置、利活用事業者の誘致、管理 ○広告事業：にぎわいのある景観をつくる広告媒体の設置 等